

答 申 書
(答申第141号)
平成24年5月7日

1 審査会の結論

社会福祉法人〇〇〇に対する苦情申立てについての報告書の中、記書き部分のうち苦情申立者を類推し得る部分及び添付書類を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
別紙（省略）のとおり

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「平成23年11月9日及び同年12月9日実施の指導監査において理事並びに職員から個別事情聴取することの端緒となった「通報」に係る文書一切」である。

イ 北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して「社会福祉法人〇〇〇に対する苦情申立について」（平成23年11月8日報告）を対象公文書（以下「本件公文書」という。）と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書の中、記書き部分のうち苦情申立者を類推し得る部分及び添付書類（以下「本件非開示部分」という。）が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第3号に規定する非開示情報（以下「3号情報」）に該当するとして公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し、全部開示することを求めていることから、当該処分の妥当性について判断することとする。

(3) 3号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第3号は、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報は、非開示情報に該当する旨を定めている。

また、「人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護」とは、公共の安全と秩序の維持の観点から、人の生命、身体、財産又は社会的な地位を保護するという趣旨であり、「支障が生ずるおそれのある情報」とは、開示することにより、公共の安全と秩序の維持のために行われる警察活動等が阻害され、又は適正に行うことができなくなるおそれのある情報であり、違法、不正な行為の通報者、告発者の氏名、住所等のように、開示することによりこれらの人々の地位又は正常な生活が脅かされるおそれのある情報とされている。

イ 実施機関は、本件処分において、本件非開示情報を3号情報に該当するとして非開示とした理由を概ね次のとおり説明する。

本件公文書は、苦情申立てに係る報告書であり、苦情申立てという事案の性質に鑑みると、その申立者は保護されるべき立場にあるものと認められることから、本件公文書に記録されている情報のうち、苦情申立者を類推することの手がかりとなる可能性のある情報については、当該情報を開示することにより、苦情申立者の地位又は正常な生活が脅かされるおそれがあると認められる。

ウ 当審査会としては、本件公文書を見分したところ、本件非開示部分には氏名等苦情申立者を直接識別できる情報と、申立てを行った日時や苦情の内容、それに関連する情報といった当該情報から直接識別できなくても、他の情報と組み合わせることにより間接的に苦情申立者を識別させ得る情報が記載されていることが認められる。

また、苦情申立ての内容からすれば、本件非開示部分を開示すると、苦情申立者が識別され、苦情申立者の地位又は正常な生活が脅かされるおそれがあるとの実施機関の説明を否定することはできない。

したがって、本件非開示部分は、開示することにより苦情申立者の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護に支障が生ずるおそれのある情報と認められるため、3号情報に該当するものと判断する。

(4) 異議申立人の主張について

ア 異議申立人は、本件公文書に対し利害関係を有する当事者であり、本件公文書の内容が虚偽であるならば、名誉又は社会的信用並びに業務の運営等が侵害されることから、本件公文書は開示されるべきであると主張する。

イ しかしながら、情報公開制度は、何人に対しても、開示請求を認める制度であり、開示・非開示の判断に当たり、開示請求者が誰であるかは考慮されず、開示請求に至る背景事由もしんしゃくはされないものである。

したがって、異議申立人のこれらの主張は、理由がないものと判断する。

ウ 異議申立人のその余の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成24年2月9日	○ 諮問書の受理（諮問番号396） ○ 実施機関から関係書類（(1)諮問文、(2)異議申立書の写し、(3)公文書開示請求書の写し、(4)公文書一部開示決定通知書の写し、(5)異議申立ての概要、(6)理由説明書、(7)対象公文書の写し）の提出
平成24年2月10日	○ 新規諮問事案の報告（諮問番号396） ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成24年3月12日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成24年4月16日 （第三部会）	○ 審議
平成24年4月27日 （第59回審査会）	○ 答申案審議
平成24年5月7日	○ 答申